

マンガ液化石油ガス法（平成 23 年 7 月発行）

発行日以降の法令改正等に伴う補足説明・正誤表

平成 28 年 12

月

① 11 頁下欄「30 分以内に駆けつける」に関する補足説明

緊急時対応について（規則第 31 条に基づく「保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示」第 2 条第 3 号ロ（緊急時対応の「30 分以内に到着」の代替措置）関連）

規則第 46 条第 1 号ロの規定に基づき保安確保機器が設置されている一般消費者等（以下「認定対象消費者」という。）の割合が 70%以上であることにより認定を受けた販売事業者（以下「第一号認定液化石油ガス販売事業者」という。）が、その認定対象消費者に緊急時対応を行う場合は、30 分以内に到着という規定にかかわらず、その燃焼器に CO 中毒対策を行っている認定対象消費者の場合にあっては半径 60 km 以内の者について実施できる。第一号認定液化石油ガス販売事業者に係るその他の認定対象消費者及び規則第 46 条第 2 号ロの規定に基づき認定対象消費者の割合が 50%以上 70%未満であることにより認定を受けた販売事業者（以下「第二号認定液化石油ガス販売事業者」という。）に係る認定対象消費者に緊急時対応を行う場合は、30 分以内に到着という規定にかかわらず、半径 40 km 以内の者について実施できる。（規則第 50 条第 1 号、規則第 50 条の 2、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示第 2 条第 3 号ロ、第 7 条）

② 21 頁中欄 「財団法人日本エルピーガス機器検査協会」を「一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会」に修正

③ 56 頁下欄 「財団法人全国エルピーガス保安共催事業団」を「一般財団法人全国エルピーガス保安共催事業団」に、「株式会社損害保険ジャパン」を「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」に修正

④ 57 頁下欄「施行規則第 21 条（特定供給設備）」の条文の末尾に「（第 2 項省略）」を追加

⑤ 65 頁下欄「特定供給設備（規則第 21 条）」の条文の末尾に「（第 2 項省略）」を追加

⑥ 72 頁下欄縦書き部分の「規則第 37 条第 4 号」を「規則第 37 条第 5 号」に修正

⑦ 78 頁上 2 欄目「周知」に関する補足説明

開放燃焼式瞬間湯沸器の消費者については、不完全燃焼防止装置の有無にかかわらず供給開始時及び 1 年に 1 回以上、立ち消え安全装置及び不完全燃焼防止装置を装置した瞬間湯沸器（密閉燃焼式及び屋外式のものを除く。）、ガスバーナー付ふろがま（同）及びふろがまの消費者については供給開始時及び 1 年に 1 回以上、その他

の消費者については供給開始時及び2年に1回以上周知を行わなければならない。
なお、この1年及び2年の経過した日を基準日と呼び、その4月前から周知を行った場合も基準日において行ったものとみなされる。(規則第38条の2)

- ⑧ 109頁下欄「30分以内に到着し」については①参照。
- ⑨ 123頁下欄「70%以上」とあるのは、「50%以上70%未満(第二号認定液化石油ガス販売事業者)又は70%以上(第一号認定液化石油ガス販売事業者)」と読み替える。
- ⑩ 124頁下欄「規則第50条」に「及び第50条の2」を追加。「30分到着」については①参照。
- ⑪ 124頁下欄「供給設備の点検は、10年ごとでよいと定められている」に関する補足説明

第一号認定液化石油ガス販売事業者に係る供給設備の点検及び消費設備の調査については、保安確保機器を設置していることにより所要の圧力の確認ができるため、認定対象消費者についてのみこれに関連する一部の項目について10年に一回の点検又は調査でよい。また、供給開始時及び4年に一回の点検又は調査項目のうち、その燃焼器にCO中毒対策を行っている認定対象消費者にかかるものにあつては供給開始時及び5年に一回の点検又は調査でよい。(規則第50条)

なお、点検調査の実施時期に関して、点検又は調査の期間を経過した日を基準日と呼び、その4月前から点検又は調査を行った場合も基準日において行ったものとみなされる。(規則第36条、第37条)

- ⑫ 81頁及び124頁下欄「業務主任者の選任数」に係る第一号認定液化石油ガス販売事業者に係る業務主任者の選任の方法等の特例についての補足説明

業務主任者を選任すべき数は、規則第22条第1項に定められているが、規則第49条の規定に基づき、第一号認定液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、次のイ、ロにより得られた数を合計した数を業務主任者の選任に当たっての一般消費者等の数とすることができるとされている。

イ 当該販売所に係る一般消費者等のうち認定対象消費者の数に $\frac{1}{3}$ を乗じ、小数点

以下を切り上げた数

ロ 当該販売所に係る一般消費者等から認定対象消費者の数を減じた数

(規則第49条)

- ⑬ 126頁下欄「前述告示の第4条の「保安確保機器の設置の割合」とあるのは、「前述告示の第7条の「保安業務の方法等の特例」と、「70%」とあるのは、「50%以上70%未満(第二号認定液化石油ガス販売事業者)又は70%以上(第一号認定液化石油ガス販売事業者)」と読み替える。

(保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示第7条)